

教育委員会会議提出議案

第8号

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別案のとおり提出する。

令和3年3月15日
教 育 長

(理由)

教職員の不祥事防止に係る取組を推進するため、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する「服務監察監」及び同事務を処理する「服務監察員」の職を新設し、これに伴い、同職の任免等を教育委員会議決事項とするもの。

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中二十一の項を二十三の項とし、十八の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、二十の項の前に次のように加え、

19 員	服務監察 員	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。
---------	-----------	---

十七の項を十八の項とし、十二の項から十六の項までを二項ずつ繰り下げ、十一の項の次に次のように加える。

12 監	服務監察 監	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。
---------	-----------	---

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「主幹社会教育主事」の下に「服務監察監」を加える。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和二十二年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案		現行																																																																																																																																																													
<p>第二条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>一 本庁</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>副教育長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>教育監</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>理事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>部長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>副理事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>課長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>副課長</td><td rowspan="2">(略)</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>企画(企画 広報)監</td></tr> <tr><td>9</td><td>参事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>主幹指導 主事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>主幹社会 教育主事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>服務監察 監</td><td>上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>13</td><td>人事管理 主事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>課長補佐 課長技術 補佐</td><td rowspan="2">(略)</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>参事補佐</td></tr> <tr><td>17</td><td>企画主幹</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>広報公聴 主幹</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>服務監察 員</td><td>上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>20</td><td>係長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>企画主査</td><td rowspan="3">(略)</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>事務主査</td></tr> <tr><td>23</td><td>技術主査</td></tr> </table> <p>二〇三 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>		1	副教育長			2	教育監			3	理事			4	部長			5	副理事			6	課長			7	副課長	(略)		8	企画(企画 広報)監	9	参事			10	主幹指導 主事			11	主幹社会 教育主事			12	服務監察 監	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。	(新規)	13	人事管理 主事			14	課長補佐 課長技術 補佐	(略)		16	参事補佐	17	企画主幹			18	広報公聴 主幹			19	服務監察 員	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。	(新規)	20	係長			21	企画主査	(略)		22	事務主査	23	技術主査	<p>第二条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>一 本庁</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>副教育長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>教育監</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>理事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>部長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>副理事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>課長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>副課長</td><td rowspan="2">(略)</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>企画(企画 広報)監</td></tr> <tr><td>9</td><td>参事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>主幹指導 主事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>主幹社会 教育主事</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>人事管理 主事</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>13</td><td>課長補佐</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>課長技術 補佐</td><td rowspan="2">(略)</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>参事補佐</td></tr> <tr><td>16</td><td>企画主幹</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>広報公聴 主幹</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>係長</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>19</td><td>企画主査</td><td rowspan="3">(略)</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>事務主査</td></tr> <tr><td>21</td><td>技術主査</td></tr> </table> <p>二〇三 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>		1	副教育長			2	教育監			3	理事			4	部長			5	副理事			6	課長			7	副課長	(略)		8	企画(企画 広報)監	9	参事			10	主幹指導 主事			11	主幹社会 教育主事			12	人事管理 主事	(新規)	(新規)	13	課長補佐			14	課長技術 補佐	(略)		15	参事補佐	16	企画主幹			17	広報公聴 主幹			18	係長	(新規)	(新規)	19	企画主査	(略)		20	事務主査	21	技術主査
1	副教育長																																																																																																																																																														
2	教育監																																																																																																																																																														
3	理事																																																																																																																																																														
4	部長																																																																																																																																																														
5	副理事																																																																																																																																																														
6	課長																																																																																																																																																														
7	副課長	(略)																																																																																																																																																													
8	企画(企画 広報)監																																																																																																																																																														
9	参事																																																																																																																																																														
10	主幹指導 主事																																																																																																																																																														
11	主幹社会 教育主事																																																																																																																																																														
12	服務監察 監	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。	(新規)																																																																																																																																																												
13	人事管理 主事																																																																																																																																																														
14	課長補佐 課長技術 補佐	(略)																																																																																																																																																													
16	参事補佐																																																																																																																																																														
17	企画主幹																																																																																																																																																														
18	広報公聴 主幹																																																																																																																																																														
19	服務監察 員	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。	(新規)																																																																																																																																																												
20	係長																																																																																																																																																														
21	企画主査	(略)																																																																																																																																																													
22	事務主査																																																																																																																																																														
23	技術主査																																																																																																																																																														
1	副教育長																																																																																																																																																														
2	教育監																																																																																																																																																														
3	理事																																																																																																																																																														
4	部長																																																																																																																																																														
5	副理事																																																																																																																																																														
6	課長																																																																																																																																																														
7	副課長	(略)																																																																																																																																																													
8	企画(企画 広報)監																																																																																																																																																														
9	参事																																																																																																																																																														
10	主幹指導 主事																																																																																																																																																														
11	主幹社会 教育主事																																																																																																																																																														
12	人事管理 主事	(新規)	(新規)																																																																																																																																																												
13	課長補佐																																																																																																																																																														
14	課長技術 補佐	(略)																																																																																																																																																													
15	参事補佐																																																																																																																																																														
16	企画主幹																																																																																																																																																														
17	広報公聴 主幹																																																																																																																																																														
18	係長	(新規)	(新規)																																																																																																																																																												
19	企画主査	(略)																																																																																																																																																													
20	事務主査																																																																																																																																																														
21	技術主査																																																																																																																																																														

○福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（教育委員会議決事項）</p> <p>第二条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画（企画広報）監、参事、主幹指導主事、主幹社会教育主事、服務監察及び人事管理主事並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主事及び人事管理主事並びに教育機関の長（原費負担教職員である校長を含む。）及び参事並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転補、懲戒処分又は分限処分を行うこと。</p> <p>九～二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第六条（略）</p>	<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（教育委員会議決事項）</p> <p>第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画（企画広報）監、参事、主幹指導主事、主幹社会教育主事及び人事管理主事並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主事及び人事管理主事並びに教育機関の長（原費負担教職員である校長を含む。）及び参事並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転補、懲戒処分又は分限処分を行うこと。</p> <p>九～二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第六条（略）</p>